

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（概要）

## 1. 改正の概要

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和7年6月13日閣議決定)」において、「マイナンバーカードへの氏名の振り仮名記載及び希望者に対するローマ字表記の実現のため、関係府省庁と連携し、必要な準備を進める」とされたことを踏まえ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード等省令」という。）の一部が改正され、希望者に対する個人番号カードへの氏名のローマ字表記（以下「ローマ字氏名」という。）等についての必要な事項が定められたところ。
  
- 上記の個人番号カード等省令改正を受けて、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令第18条（マイナンバーカード関係）について、個人番号カード等省令の改正により新たに追加された事務を、申請等関係事務処理法人に行わせるために必要な規定の整備を行う。
  
- 新たに申請等関係事務処理法人に行わせることとする主な事務は次のとおり。
  - ① ローマ字氏名の記載等を求める旨の申請の受理及び申請に係る事実の審査
  - ② ①の申請者が行う申請書及び個人番号カードの提出を受けること並びに提示される旅券の確認を行うこと（申請者が旅券を所持している場合のみ）
  - ③ 個人番号カードへのローマ字氏名の記載等及びローマ字氏名が記載等された個人番号カードの申請者への返還
  - ④ 個人番号カードに記載等されるローマ字氏名を、当該個人番号カードの交付を受けている者に係る旅券の名義人の氏名に係るローマ字表記と同一とするため必要な措置
  - ⑤ 氏名の振り仮名に変更があった者が提出する、ローマ字氏名の変更を求める旨の申請の受理及び申請に係る事実の審査

## 2. 施行期日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和8年5月26日）